

## □補助事業者 下記の条件をすべて満たすもの

- ・空家家の所有者または所有者の承諾を受けた者
- ・岡山市の税金を滞納していない者
- ・暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む)でない者

## □補助事業 下記のいずれかに該当するもの

- ①除却工事(建築物及びこれに附属する工作物の全部の撤去に係る工事)
- ②除却工事及び附帯工事(敷地にある門扉、塀、立木等の撤去に係る工事)

※いずれも市内施工業者が行う工事に限ります。

- ・令和8年2月13日(金)までに実績報告書の見込みがあるもの

## □申請受付

- ・令和7年4月14日(月)から令和7年12月12日(金)(予定)まで  
(ただし、特定空家等と認定された後からの申請受付となります。)
- ・補助要件の確認及び添付資料のご案内のため、事前に相談をお願いします。
- ・相談日時については、必ず事前に予約をしてください。予算に達し次第受付を終了します。

## □補助事業者の責務

- ・事業実施後、跡地の管理は、町内会やNPO法人又はこれに類する第三者が行うこと。
- ・毎年度当初に、管理する者が使用状況の報告書を提出すること。

岡山市 建築指導課 空家対策推進室

☎ 086-803-1410

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000006199.html>



岡山市  
OKAYAMA CITY

危険な空家そのままにいませんか？



空家家を解体し、地域のために跡地活用をお考えの方へ

## 地域活性化除却工事費補助 のご案内

老朽化した危険な空家家を放置すると、防災・防犯・衛生・景観等の観点から、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼす場合があります。老朽化した危険な空家家を除去し、跡地を地域の活性化に役立てる場合に、除却にかかる費用を一部補助する制度です。



補助対象は

**特定空家等**

(危険な空家)



特定空家等のイメージ

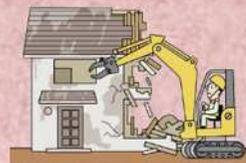
空家対策推進室  
へ相談

**特定空家等**

(危険な空家)に認定

補助金交付申請

解体



### 地域活性化除却工事費補助

補助率: 除却工事等に要する金額の**5分の4**

上限額: **200万円**

条件: ○除却後の跡地を、最低でも10年間は  
地域の活性化に活用すること

○岡山市内にある、空家法の規定による  
**特定空家等**

(ただし、空家法第22条第2項に基づく勧告を受け  
た特定空家等は除く。)

地域活性化除却とは、

地域の交流やにぎわいの活性化を目的として、跡地を  
**ポケットパーク、児童公園、公的駐車場等**の用途  
に供するために行う空家等の除却工事です。

## □手続きの流れ



補助の対象となるかの事前確認、添付書類のご案内などをします。  
(事前相談時点で、特定空家等に認められていない場合は、補助対象に該当するか否かの判定に時間を要する場合があります。)  
書類に不備がある場合は受付できませんので、あらかじめ予約のうえ、事前相談にお越しください。  
予算に達し次第受付を終了します。

申請書類は特定空家等に認定された後に受付窓口にお持ちください。  
原則全ての方に提出していただく添付書類

- ・補助金交付申請調書
- ・申請者の住民票(原本)
- ・対象建築物の不動産登記事項証明書(建物のみ)(原本)  
(所有権を証明する書類等)
- ・申請者の滞納無証明書(原本)
- ・空き家期間の確認資料(電気・水道の明細など)
- ・工事の内容が特定できる見積書の写し
- ・除却を行う建築物等の写真(申請日から2カ月以内の撮影日のあるもの)
- ・消費税仕入税額控除確認書
- ・代理受領(予定・変更)届出書(様式第9号)(代理受領による場合に限り)
- ・産業廃棄物処分予定書

※この他にも補助要件等確認のために書類の提出をお願いすることがあります。  
※審査には2~3週間かかります。

補助金交付決定通知書を受け取った後、工事に着手してください。工事内容等に変更があった場合や工事を中止する場合などには必ずご連絡ください。原則、交付決定額の増額は認めません。

実績報告に添付していただく主な書類

- ・補助金交付決定通知書の写し
- ・工事請負契約書の写し(契約日は補助金交付決定日以降の日付であること)
- ・工事部分の施工前、施工中および施工後の写真(撮影日のあるもの)
- ・建設リサイクル法に基づく届出済証(ステッカー)の写し(一定規模以上の除却工事に限る。)
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(に票)
- ・補助事業に要した経費の領収書及び明細書の写し  
(代理受領による場合は岡山市空家等適正管理支援事業(除却)補助金交付要綱で定める領収書の提出が必要。)
- ・内訳報告書(様式第11号)(代理受領による場合に限り。)
- ・跡地の管理について、町内会やNPO法人または、これに類する第三者との契約書等

※この他にも補助要件等確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

注意事項

- ・必要に応じて空家家の現況・補助事業の状況等を確認させていただきます。
- ・偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、岡山市補助金等交付規則の規定に基づき、その全額又は一部を返還していただくことがあります。

## 空家家に関する他の補助制度

### 除却補助

制度の詳細はこちらから →

法律に基づく**特定空家等**の除却費用の一部補助を行っています。

区分	補助率	補助額(上限額)
一般	除却工事などの費用の1/3	50万円※1

※1 応急措置を実施する場合は10万円

### リフォーム補助

制度の詳細はこちらから →

**空家等**のリフォーム費用の一部補助を行っています。

区分	補助率	補助額(上限額)
一般	リフォーム工事などの費用の1/3	50万円
地域活性化※2	リフォーム工事などの費用の2/3	150万円

※2 地域活性化のために町内会やNPO法人などがリフォーム後に10年間管理すること

### 診断補助

制度の詳細はこちらから →

空家家診断の費用の一部補助を行っています。

区分	補助額
旧耐震住宅※3	耐震診断と劣化診断の費用の一部 12万円~14.8万円
新耐震住宅	劣化診断の費用の一部 6万円

※3 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

### 家財等処分補助

制度の詳細はこちらから →

**空家家バンク**※4に登録した空家家の家財道具等の処分や運搬の費用の一部補助を行っています。

補助率	補助額(上限額)
家財等の処分及び搬出にかかる費用の1/2	20万円

※4 空家家(空家家となる予定のものを含む)に関する情報を岡山市に登録し、空家家の利用を希望する方に情報提供を行う制度

注意事項

- ・各補助制度の要件など詳細はお問い合わせください。
- ・各補助の対象となる行為は、交付決定後に着手する必要がある、かつ、年度内に完了する必要があります。